

令和4年度第5回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月26日（金）午後1時30分から2時14分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（12人）

会長 12番 丸谷 浩二

会長職務代理 2番 藤野 雄次

委員 1番 川端 伸造

3番 北田 和彦

4番 糠山 秀雄

5番 舘 邦夫

6番 松井 成樹

7番 三上 将治

8番 宮腰 茂雄

10番 長谷川太佑

11番 林 恵子

13番 北 廣見

4. 欠席委員（2人）

9番 谷川 聡志

14番 朝倉 雪

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 現況証明願について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について

議案第4号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の決定及び農地利用配
分計画（案）に対する意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告に
ついて

第6 その他

(1) 9月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 東 俊行
同補佐 高嶋 良子
主任 川崎 直樹
主査 松村 邦弘
主事 伊藤 祥恵

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局長： 皆様、お疲れさまです。定刻となりましたので、ただいまからあわら市農業委員会定例総会を開会させていただきます。定例会の開会に当たりまして、丸谷会長からご挨拶をお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は21名であります。なお、9番谷川委員、14番朝倉委員、推進委員の南坂委員からは欠席の届出がございました。10番長谷川委員、13番北委員、推進委員の八木委員につきましては遅刻の届出がございました。したがって、委員総数過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長をお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： では、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、7番三上委員、8番宮腰委員の両名を指名します。よろしいですか。お二人にお願い

をします。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 農業委員会事務局の伊藤です。私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、1件の申請がございました。

譲渡人は堀江十楽にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は堀江十楽にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作面積は田3万136㎡、畑854㎡でございまして、耕作人員は1名、申請農地は堀江十楽地係の畑354㎡でございます。

3ページをお開きください。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明に移りますが、6番松井委員が遅刻をしておりますので、事務局の説明に代えさせていただきたいと思ひます。

それでは、この案件についてご質問を受けたいと思ひます。ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 現況証明願について

議 長： 次に、議案第2号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、議案第2号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。まず、現況証明について簡単にご説明させていただきます。

現況証明とは、登記地目は農地となっておりますが、20年以上農地以外の目的で利用されている場所を非農地であると農業委員会が証明するものでございます。その証明できる基準というものは、20年以上農業以外の目的で利用されていること。例えば、宅地になっている、駐車場になっている、あるいは木が植えられて山林原野化しているようなものでございます。そういった土地について農業委員会が証明書を発行し、それを申請者の方が使って法務局で地目変更登記をしていただくこととなります。

それでは、今回の案件の説明に入ります。5ページ、6ページをご覧ください。

今回、案件としては5件の申請がございましたが、これらは関連する案件ですので、まとめて説明いたします。

番号1番から5番につきましては、申請人は花乃杜四丁目にお住まいの〇〇〇〇さんほか4名でございます。申請の土地につきましては大溝二丁目地係の5筆で、面積は合計で706㎡、登記地目は田と畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和57年頃までは農地として利用されていましたが、昭和58年頃に隣接地にパチンコ店が建築され、以後、パチンコ店の駐車場として利用され現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては7ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： 次に、地区担当委員の説明ですが、9番谷川委員より欠席の届出が出ていますので、事務局の説明に代えさせていただきます。

次に、本件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査員を代表して7番三上委員に調査結果の報告をお願いいたします。

7番： 午前中、館委員、宮腰委員と共に3名で現地踏査をしました結果、事務局説明のとおりでございます。

以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、本案件につきましてご質問を受けたいと思います。ご質問はありますか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第2号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。8ページにお進みください。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

9ページをお開きください。公告予定日につきましては令和4年8月31日水曜日でございます。借手につきましては5人、貸手につきましては9人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が17筆、3万5,053㎡のうち再設定が8筆、1万9,540㎡でございます。期間別内訳は、1年・3年の田が6筆、1万3,338㎡、畑は3筆、2,175㎡、4年・5年の田が6筆、1万4,901㎡、畑が1筆、2,000㎡、10年の畑が1筆、2,639㎡でございます。

10ページにお進みください。集落別内訳でございます。国影の畑が1筆、下番の田が6筆、城の畑が3筆、高塚の畑が1筆、橋屋の田が6筆となっております。利用権の移転、所有権の移転についてはございませんでした。

11ページをお開きください。集積計画の決定についてでございます。1番から3番につきましては、借受人は下番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。下番の田6筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は、1番は1万円、2番、3番は1万4,525円でございます。期間につきましては、1番、2番は令和4年9月1日から令和9年8月31日まで、3番は令和4年9月1日から令和9年2月28日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

12ページまでまたがっております4番、5番につきましては、借受人は熊坂にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。橋屋の田6筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は10a当たり7,500円でございます。期間につきましては、4番は令和4年9月1日から令和7年8月31日まで、5番は令和4年9月1日から令和4年12月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

6番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。国影の畑1筆でございます。利用目的はソバで賃借権の設定、賃借料は10a当たり5,000円でございます。期間につきましては令和4年9月1日から令和8年8月31日まででございます。再設定でございます。

13ページまでまたがっております7番から9番につきましては、借受人は春宮二丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。城の畑3筆でございます。利用目的

は花卉類で賃借権の設定、賃借料は10a 当たり 1 万円でございます。期間につきましては令和 4 年 9 月 1 日から令和 7 年10月31日まででございます。新規設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

10番につきましては、借受人は坂井市丸岡町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。高塚の畑 1 筆でございます。利用目的は牧草で賃借権の設定、賃借料は10a 当たり 1 万円でございます。期間につきましては令和 4 年 9 月 1 日から令和14年 8 月31日まででございます。再設定でございます、用水費は借主負担でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案についてご質問はありませんか。

5 番： 12ページの 5 番ですけども、利用目的は水稲と書いてあるんですけども、期間が今年の 9 月 1 日から R 4 年の12月31日という期間になっていますけども、その期間で水稲を作るといのはちょっとおかしくないですか。

事 務 局 実際にはもう〇〇〇〇さんが作られていまして、手続自体、農作業で忙しくて遅れてしまったんですが、両者合意の上でこの期間でやっています、実際は今作られているんですが、この期間で設定ということで聞いています。

5 番： そうしますと、賃借期間の開始時期を 9 月 1 日ということ自体がおかしくないですか。

事 務 局 遡って賃借権を設定することはできないので、この期間になります。

5 番： 遡ってできないというのは分かる気がするんですけども、そうであれば、開始した時期にこういう申請をすべきじゃないんですか。

事 務 局 指導はしていたんですが、なかなか提出が遅れてしまったということでこの期間になっているんですが、またそういうことが起きそうであれば指導していきたいと思えます。

5 番： お願いいたします。

議 長： なら 1 つ、これも期間 1 年何か月間の期間やけども、これ以後もまた契約はし直

すということですか。

事務局 ○○○○さんは3年ぐらいで組みたかったみたいなんですけれど、○○○さんが、まず最初は短い期間での希望を出されたということで今この期間になっているんですが、行く行くは、やはり1年だとなかなか手続も大変なので、3年、5年というふうにしていきたいというふうには聞いています。これは更新する前提での期間です。

議長： ほかにご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。番号1番から3番につきましては○番○○○○委員が関係しておりますので、まずそれらを除く4番から10番について採決をいたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、4番から10番に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。

続きまして、○○○○委員、退席をお願いします。

(○番○○○○委員退席)

それでは、番号1番から3番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。ありがとうございます。

○○○○委員は入室してください。

(○番○○○○委員着席)

ただいまの案件につきましては全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議長： 次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第4号の説明に入る前に、議案第4号につきましては、農地中間管理事業に係る案件となっておりますので、簡単に農地中間管理事業についてご説明いたします。

中間管理事業につきましては、地域の農地を集積、集約化することで、担い手の

農業の効率化を目的としまして、平成26年度より発足した事業であります。今まで農地の出し手である土地の所有者と受け手である耕作者が直接相対で契約していたところを、中間管理機構が間に入り、まず出し手と中間管理機構が契約しまして、次に中間管理機構と受け手が契約するという形になっております。出し手と中間管理機構との利用権につきましては、相対での利用権設定と同じように農業委員会で審議しますが、中間管理機構と受け手との契約につきましては県での認可となっております。農業委員会では意見の聴取のみ行うということになっております。

では、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」、ご説明いたします。14ページにお進みください。あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定によりその決定を求めるとともに、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求めます。

15ページをお開きください。公告予定日につきましては令和4年8月31日水曜日でございます。貸手につきましては4人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が18筆、1万328㎡でございます。集落別内訳は、国影の田18筆でございます。

16ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。17ページまでまたがっております。1番から4番につきましては、国影の田18筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は10a当たり1万3,000円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

これらの農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきましてご質問はありますか。

（質問、意見なし）

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。18ページにお進みください。

今回、7件の届出がございました。

1番の届出につきましては、山室の田3筆でございます。権利取得者は山室にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成24年1月23日で、相続による所有権の移転でございます。〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

2番の届出につきましては、井江葎の田10筆、畑6筆でございます。権利取得者は井江葎にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成26年3月9日で、相続による所有権の移転でございます。井江葎地系の田3筆は〇〇〇〇、井江葎地系の畑1筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

3番、4番の届出につきましては、北疋田の田1筆、次郎丸の田4筆、畑2筆でございます。権利取得者は次郎丸にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。4番は持分3分1のみの移転でございます。権利取得日は令和元年7月7日で、相続による所有権の移転でございます。次郎丸地系の田1筆は〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

5番の届出につきましては、波松の畑1筆でございます。権利取得者は市姫五丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年7月26日で、相続による所有権の移転でございます。〇〇〇〇さんが耕作するとのことでございます。

6番、7番の届出につきましては、時効による所有権移転でございます。堀江十楽の田2筆でございます。権利取得者は、6番は堀江十楽にお住まいの〇〇〇〇さん、7番は堀江十楽にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成27年12月28日でございます。自己管理するとのことでございます。土地改良事業による換地後から現在まで、堀江十楽の畑1筆は〇〇〇〇さん、堀江十楽の畑1筆は〇〇〇〇さんがそれぞれ占有しており、時効取得の要件を満たしたため、今回所有権移転を行ったと報告を受けております。

以上で説明を終わります。

議長： 本件についてご質問はありますか。

5番： 18ページの1番、2番なんですけども、権利取得日が平成24年で届出の受理が令和4年の7月となっているんですけども、時間的にかなり開きがあるように思います。相続による所有権であれば、この前のときにもちょっと私、質問しましたけども、税務課から農林課にはそういう情報は来ているということですので、権利取得者が正式に農地法第3条の3の規定による届出を出さなくても、実際は農林課のほうではそういう情報というのは取得されているのかなと思うんですけども、これはあくまでも届出人が出した日付をもって受理するというふうになっているんですか。

事務局： ○○○○委員さんがおっしゃるとおり、届出の受理日は届出が出た日になっています。今回、1番、2番につきましては、登記が終わったということで提出がありましたので、税務課のほうでも相続登記の届出はまた、法務局から相続登記がされたというふうな通知はまた税務課のほうにも来ていますが、相続登記自体はこのタイミングで終わったということで、こちらに報告をもらっています。

5番： 分かりました。追加質問ですけれども、19ページの6番、7番の時効による取得ですけれども、これはいわゆる民法で決めている事項、20年間何も問題なければなるという、その絡みでの時効取得ということですか。

事務局： ○○○○委員さんがおっしゃるとおり、民法の規定で、全員無過失だと10年なんですけど、善意無過失でなければ20年というふうに決まっています、その20年が経過したということで今回、報告をいただきました。

5番： 多分元の所有者がいたんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺のトラブルはなかったんですか。

事務局： 以前の登記上の登記の名義が、○○○○さんで、もう片方は○○○さんで、土地改良の換地後から両者とも反対で使っていて、近くのハウスが建つ際に立会いをされたそうなんです。そのときに反対になっているということに気づいたそうなんです。そういったいきさつです。

5番： 了解しました。

議長： ほかにご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。20ページにお進みください。

今回、3件の届出がございました。

1番、2番につきましては、橋屋の田2筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。事由につきましては、賃貸人の都合により解約するものでございます。

3番につきましては、樋山の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。土地改良事業に伴い解約するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきまして、質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 日程第6、その他の(1)「9月の農業委員会定例総会開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 9月の農業委員会定例総会の開催の予定につきまして、年間の行事予定としましては、9月26日を当初予定しておりましたが、市議会との日程の関係で、9月27日、火曜日、1時半からとさせていただきたいと考えております。

以上です。

議 長： ただいまの事務局の説明のとおりご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、事務局説明のとおり、9月の定例総会は9月27日火曜日、1時30分から開催することにいたします。

◇ その他(2)

議 長： 次に、その他(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議 長： ありがとうございます。ただいまの報告説明に対しましてご質問はありませんか。

辻下推進委員： 丘陵地の水のことで、この前、給水ができなくなったという話があって、その辺の詳しい説明ができればちょっとしていただけませんか。

事務局： 私の知る限りという形になってしまうんですけども、一応もともと原因のほうとしましては、8月4日の大雨が降った際に、取水をしようとした際に、河川にまだ人が残っているということで警察から待たがかかりまして、その際に、上流から流れてきた倒木とかいろんなものが除じん機のほうに絡んでしまいまして、結局3基ある除じん機のうち重症が2基と。1基だけが取りあえず軽症といたしますか、軽い被害で済んだというふうにお聞きしています。一応関係者を集めて、水を供給していますのが福井市、坂井市、あわら市、永平寺町の3市1町なんですけども、そちらの関係者を集めて協議しまして、一応1基しか使えないということで、いろいろ給水する順番とか調整しながらやっていくというふうにお聞きしております。

管理していますのが、土地改良区のほうで管理といたしますか対応してまして、うちの支援センターのほうには部分的な情報しか入ってきていませんので、回復の見込みについては。ただ、壊れた2基については結構損害が大きいと聞いていますので、まだちょっと時間的にはかかるのかなという状態で聞いております。

議長： これ、耳にしているのは、今年いっぱいかかるやろうというのは聞いているんですけど、大体年内に直るといえるのか、年明けからは使えるという形ですか。

局長： 川崎主任が今言ったとおりなんですけれども、こちらのほうで聞いていますのは、年内じゃなくて年度内ですね。来年の3月までには直したいと。来年の春からはきちっと用水が供給できるようにしたいということで今動いているというふうには聞いています。

議長： ほかにご質問はありませんか。

5番： 何も知らないんで変な質問になるかもしれないんですけども、この資料、坂井北部丘陵地は、野菜とか果樹とか雑穀と書いてあるんですけど、水稻はこの集計には入ってこないんですか。

事務局： 水稻はこの集計には入ってきません。一応、北部丘陵地の畑作が対象になっておりますので、水稻のほうはこの集計には反映されません。

議長： ほかによろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、その他の(2)を終わります。

ほかに事務局、その他ありませんか。

事務局： 以上でございます。

議長： 委員の方も、せっかくの機会でございます。何かありましたら受けたいと思います。よろしいですか。

(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議長： ないようですので、以上をもちまして本日の会議を閉じます。慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。また、コロナとかいろんな事案も考慮していただきまして、スムーズに進行させていただきました。本当にありがとうございました。本日はこれで閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

令和4年8月26日

議 長

委 員

委 員